

一般社団法人石川県バスケットボール協会 選手育成奨学金制度に関する規程

(名 称)

第1条 WORLD PLAYER 育成スカラシップ制度

(目 的)

第2条 将来にわたって石川県バスケットボール界の礎となるべく高い志を持ち、より高レベルの競技者として成長しうる強い意志と体力を持った高校生選手の成長を支援する

(対 象)

第3条 石川県下の中学校を卒業した者で石川県下の高等学校に進学した者を対象とする

第4条 中学校全国大会（全国中学バスケットボール大会もしくは都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会）において、最優秀選手または優秀選手の表彰を受けた者

第5条 高等学校において、アンダーカテゴリー（U16・U17・U18）の日本代表に選出された者

(給付額)

第6条 奨学金の額は区分により次のとおりとする。但し、区分（1）、（2）を重複して奨学金を得ることを認めるものとする

第7条 （1）中学校全国大会（全国中学バスケットボール大会もしくは都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会）において、最優秀選手または優秀選手の表彰を受けた者 月額20,000円
（2）アンダーカテゴリー（U16・U17・U18）の日本代表に選出された者（但し、U16・17及びU18を重複し、奨学金を得ることはできない） 月額20,000円

(期 間)

第8条 奨学生としての期間は、第7条の区分（1）の場合は、高等学校入学後から高等学校を卒業するまでの3年間とする。第7条の区分（2）にあつては、その資格を得た翌月から高等学校を卒業するまでとする。但し、奨学生が留年、停学、休学、退学、転校、バスケットボール活動を停止した場合もしくは所属する高等学校より何らかの懲戒処分を受けた場合は、その時点で奨学金の給付を打ち切るものとする

(要 件)

第9条 将来、国民体育大会成年の部に本県代表として選抜された場合は、原則として本県代表として出場するものとする。県外で就職した場合にあつても、ふるさと選手制度を活用して、本県代表として出場することを最優先とする

(決 定)

第10条 奨学生が入学した高等学校のバスケットボール部顧問教諭が本人の希望申告により所定の推薦書面を作成し、本協会に申請するものとする。理事会での審査を経て会長が決定する

第11条 奨学生の申請は、第7条の区分（1）にあつては、初年度は4月15日、それ以降は毎年3月15日までに次年度の申請を行うものとする。第7条の区分（2）にあつては、初年度は資格を得た翌月の15日、それ以降は毎年3月15日までに次年度の申請を行うものとする。

(育 成)

第12条 奨学生の推薦をした高等学校バスケットボール部顧問は奨学生の育成に尽力するものとする。

この規程は、平成27年4月5日より実施する。